

障害者活躍推進計画

令和2年3月

清 水 町

清水町における障害者活躍推進計画

〔 令和2年3月31日
清 水 町 長 〕

清水町における障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者活躍推進計画を次のとおり定める。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

2. 清水町における障害者雇用に関する課題

清水町においては、令和元年度の障害者雇用率が2.36%であり法定雇用率の2.5%を下回る状況にある。このため、計画最終年度に当たる令和6年度までに法定雇用率を達成するよう、計画的な職員採用を行う。

雇用するすべての障害者が活躍できるためには、更なる体制整備や各種取り組みが必要であるため、物理的な障壁の解消や障害に対する理解の促進に努める。

3. 目標

【① 採用に関する目標】

計画期間内に新たに障害者1名以上の採用を目指す。

4. 取組内容

【① 障害者の活躍を推進する体制整備】

- 職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための資料配布や研修の機会を確保する。
- 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- 令和2年12月までに障害者雇用担当部署、障害者政策担当部署、労働行政担当部署等の実務担当者を構成員とする「障害者雇用推進チーム」を設置し、障害者である職員にも参加を呼び掛ける。
- 「障害者雇用推進チーム」については第1回を令和3年3月までに開催するとともに、原則として年1回以上開催し、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として行う。

【② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出】

○人事異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

【③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理】

○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

5. その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等へ発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。